〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　８月　１日　至　令和　８年　７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団山内耳鼻いんこう科

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　高島市新旭町熊野本一丁目１番地１５

(3) 設立認可年月日　　平成１８年　６月２９日

(4) 設立登記年月日　　平成１８年　７月１０日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	山内耳鼻いんこう科	２５１２２０１３１６	高島市新旭町熊野本一丁目１番地１５	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２２日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　３月３１日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２

法人名　医療法人社団山内耳鼻いんこう科
所在地　高島市新旭町熊野本一丁目１番地１５

※医療法人整理番号	0	0	3	3	8

財　産　目　録

（令和　８年　７月３１日現在）

１．資　産　額	203,650	千円
２．負　債　額	5,093	千円
３．純　資　産　額	198,557	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		155,620
Ｂ　固　定　資　産		48,030
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	203,650
Ｄ　負　債　合　計		5,093
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	198,557

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人社団山内耳鼻いんこう科
所在地　高島市新旭町熊野本一丁目１番地１５

※医療法人整理番号	0	0	3	3	8

貸　借　対　照　表

（令和　８年　７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	155,620	**Ⅰ 流動負債**	4,669
Ⅱ 固定資産	48,030	**Ⅱ 固定負債**	424
１ 有形固定資産	9,752	（うち医療機関債）	0
２ 無形固定資産	1,149	負債合計	5,093
３ その他の資産	37,129	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 出資金	16,086
		Ⅱ 積立金	182,471
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	198,557
資産合計	203,650	負債・純資産合計	203,650

様式４－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人社団山内耳鼻いんこう科
所在地　高島市新旭町熊野本一丁目１番地１５

※医療法人整理番号	0	0	3	3	8

損　益　計　算　書

（自　令和　７年　８月　１日　　至　令和　８年　７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	129,722
２　事業費用	117,105
本来業務事業利益	12,617
事業利益	12,617
Ⅱ　事業外収益	641
Ⅲ　事業外費用	0
経常利益	13,258
Ⅳ　特別利益	0
Ⅴ　特別損失	71
税引前当期純利益	13,187
法人税等	2,687
当期純利益	10,500

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団山内耳鼻いんこう科
理事長　山内　一浩　殿

私は、医療法人社団山内耳鼻いんこう科の令和　７会計年度（令和　７年　８月　１日から令和８年　７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　９月１８日
医療法人社団山内耳鼻いんこう科
監事　前田　俊英